

## 長泉町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要領

### (趣旨)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき長泉町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をするにあたり、必要な事項を定める。

### (募集等する人数)

第2条 推薦を求める人数又は募集をする人数は、合計で3名以内とする。

### (候補者の資格等)

第3条 推進委員の候補者等は、農業に関する知識及び関心を持ち第4条各号に掲げる活動等を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### (所掌事務)

第4条 推進委員の活動等は、農業委員会が定めた指針等に従い、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための次の各号に掲げる活動等を行う。

- (1) 平日昼間に開催される農業委員会総会等の会議（月に1から2回程度）へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議の際に必要に応じ報告又は意見を述べること。
- (2) 農地法等に基づく申請の調査を行うこと。
- (3) 農地法に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告を行うこと。
- (4) 農地の利用の最適化の推進の活動として、遊休農地の有効利用、違反転用防止等に関する活動を行うこと。

### (任期)

第5条 委員の任期は、農業委員会が委嘱した日から、令和11年7月19日までとする。

### (募集等の期間)

第6条 推薦及び募集の期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）の午前8時30分から午後5時15分までの土曜日、日曜日及び祝日は除いた日とする。

### (推薦等区域)

第7条 法第19条第1項に規定により農業委員会が定めた、推薦又は募集する区域の単位は、別表のとおりとする。

### (推薦等の方法)

第8条 推薦をし、又は募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を農業委員会に提出するものとする。

- (1) 推薦をし、又は応募する区域

- (2) 推薦する者（個人に限る。）3名以上の氏名、住所、職業、年齢及び性別（推薦の場合のみ）
- (3) 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項（推薦の場合のみ）
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 農業委員の候補者に同時に応募しているか否かの別  
(公表)

第9条 農業委員会は、推薦・募集期間の中間及び期間終了後に遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、区域ごとの推薦を受けた者及び募集に応じた者の数とする。

(選考)

第10条 農業委員会は、推薦又は募集に応募した者の数の合計が、長泉町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第3条に規定する推進委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考を行うこととする。

(推薦書提出等)

第11条 推薦及び募集の書類の提出先等は、次のとおりとする。

- (1) 提出先 長泉町農業委員会事務局（長泉町産業振興課内）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送等
- (4) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時15分必着

別表（第7条関係）

区域名	その区域の地区
長泉1	東野・上土狩・桜堤1丁目・桜堤2丁目・桜堤3丁目・納米里
長泉2	上長窪・南一色・中土狩
長泉3	元長窪・下長窪・竹原・下土狩・本宿